

記者提供資料
令和3年5月28日
危機管理課（担当：西垣）
電話 559-5057（直通） 内線 2320

新型コロナウイルス感染症への対応について（第113報）

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

- (1) 緊急事態措置再延長に伴う学校の対応について **別紙1**のとおり
（学校教育部学校教育課）
- (2) 緊急事態措置の期間延長に伴う市内公共施設の利用制限について **別紙2**のとおり
（地域創生部市民協働室協働推進課他）
- (3) スポーツ施設の事務所開所時間及び駐車場利用時間制限の延長について
（まちの再生部地域整備室公園みどり課） **別紙3**のとおり
- (4) 千丈寺湖周辺公園のバーベキュー等の利用禁止期間の延長について
（まちの再生部地域整備室公園みどり課） **別紙4**のとおり
- (5) 緊急事態宣言に係る広報活動の期間延長について **別紙5**のとおり
（危機管理課・消防本部）
- (6) 市や指定管理者の主催するイベント等の対応方針について **別紙6**のとおり
（危機管理課）
- (7) 職員の分散勤務体制の期間延長について **別紙7**のとおり
（経営管理部行政管理室人事課）

緊急事態措置再延長に伴う学校の対応について

緊急事態措置再延長に伴い、宣言が発令されている期間の学校における対応を以下のとおりとします。

記

教育活動について

感染のリスクが高いとされている活動は行わず、十分な感染防止対策を実施したうえで教育活動を行う。

(1) 学校行事

- ① 保護者が参加する学校行事（授業参観等）は行わない
- ② 外部関係者が参加する学校行事は行わない。
- ③ ただし、生徒指導上やむを得ない場合、保護者を対象とした個別懇談会、進路説明会等については、実施方法等を十分に検討し、感染防止対策を徹底した上で行う。

(2) 校外学習

修学旅行及び宿泊を伴うものを含め、校外学習は行わない

(3) 部活動

- ① 平日の活動時間は4日2時間以内とし、実施場所は、原則、学校及びその周辺とする。
- ② 原則、土日、祝日は活動しない。ただし、中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加は可とする。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図る。
- ③ 大会参加に伴う土日の練習（合宿等、宿泊を伴う活動は除く）は大会初日の3週間前から可とし、土日のいずれか1日のみ、時間は3時間以内とする。特に、校外で活動する場合においては、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法など感染防止を十分に検討の上、実施する。

学 校 教 育 部
学校教育課（担当：山本直也）
直通 5 5 9 - 5 1 3 6

緊急事態措置の期間延長に伴う市内公共施設の利用制限について

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県の対処方針を踏まえ、感染症対策を徹底するため、下記のとおり市内公共施設の利用制限の延長を行います。

記

1 実施期間 令和3年6月1日(火)～6月20日(日)

※ 6月21日(月)以降につきましては、あらためて市ホームページや施設窓口などでお知らせいたします。

※ 本市や近隣地域でクラスター感染(集団感染)が生じた場合など、感染状況により対応方針の見直しや利用の全面停止を行うなど必要な措置を講じてまいります。

2 対象施設

【共通の感染予防対策依頼事項】

- ① 発熱、咳などの症状のある人は利用を控える
- ② 手洗い、手指消毒、特別な理由がある場合を除きマスク等の着用、使用備品の消毒
- ③ 密閉・密集・密接状態の回避(換気、利用人数の制限、人と人との距離)
- ④ 利用者の氏名・連絡先等の把握(参加者名簿の作成、保管)
- ⑤ 館内での飲食の禁止(水分補給は可)
- ⑥ 公園内への持ち込み飲酒や食事は禁止

【市民センター等】

施設名	現在 (緊急事態宣言期間 ~5/31)	変更 (延長期間 6/1~6/20)
【体育施設以外】 さんだ・広野・藍・フラワータウン・ウッドイタウンの各市民センター、有馬富士共生センター、高平ふるさと交流センター、ふれあいと創造の里、総合福祉保健センター、まちづくり協働センター	<ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を19時とします ・利用人数は定員の1/2以内 ・フリースペースは使用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を20時とします ・同左
【屋外体育施設】 高平ふるさと交流センターグラウンド ふれあいと創造の里グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を19時とします 	<ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を20時とします ・同左(通常閉館)
【屋内体育施設】 高平ふるさと交流センター(多目的ホール)、ふれあいと創造の里(三田勤労者体育センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を19時とします ・利用人数50人まで(1/2面利用の場合は25人まで) ・更衣室は利用人数を制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を20時とします ・同左

【社会教育施設・総合文化センター】

施設名	現在 (緊急事態宣言期間 ~5/31)	変更 (延長期間 6/1~6/20)
図書館 (本館、ウッディタウン分館、 藍分室)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出返却のみ対応 ・カフェルーム(本館のみ)、オープンスペースは利用停止 ・本館(9:00~20:00) ・分館(9:00~19:00)、分室(10:00~18:00) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>同左</u>
心道会館	<ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を 19 時とします ・利用人数 30 人まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>閉館時間を 20 時とします</u> ・<u>同左</u>
淡路風車の丘 ガラス工芸館 有馬富士自然学習センター	<ul style="list-style-type: none"> ・利用人数は定員の 1/2 以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>同左</u>
野外活動センター	<ul style="list-style-type: none"> ・日帰りの屋外利用のみ可(9:00~17:00)ただし、県内利用者に限る。飲酒行為は不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>同左</u>
総合文化センター(郷の音ホール)	<ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を 19 時とします ・利用人数は定員の 1/2 以内 ・フリースペースは利用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>閉館時間を 20 時とします</u> ・<u>同左</u>
三田ふるさと学習館 旧九鬼家住宅資料館 三輪明神窯史跡園	<ul style="list-style-type: none"> ・【共通の感染予防対策依頼事項】のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>同左</u>

【子育て関連施設】

施設名	現在 (緊急事態宣言期間 ~5/31)	変更 (延長期間 6/1~6/20)
【地域子育て支援拠点】 多世代交流館 駅前子育て交流ひろば 地域子育て支援センター 駒ヶ谷運動公園子育て交流ひろば 【児童厚生施設】 池尻児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・時間帯を区切り、利用人数は定員の 1/2 以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>同左</u>
【多世代交流施設】 多世代交流館シニア・ユースひろば	<ul style="list-style-type: none"> ・休館 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>閉館時間を 17 時とします</u> ・<u>時間帯を区切り、利用人数は定員の 1/2 以内</u>

【公園等スポーツ施設】

施設名	現在 (緊急事態宣言期間 ~5/31)	変更 (延長期間 6/1~6/20)
【屋外施設】 城山公園、三田谷公園、中央公園、学園東公園、駒ヶ谷運動公園、テクノ公園、小野公園、下青野公園	<ul style="list-style-type: none"> ・アメニススキップースタジアム(城山公園野球場)、テニスコート(城山公園)、多目的広場(駒ヶ谷運動公園)は 20 時を閉館時間とします。 ・上記以外の施設は平常通りの閉館時間とします。 ・更衣室・シャワー室は利用人数を制限します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>同左</u>
【屋内施設】 アメニス城山体育館、親和学園駒ヶ谷体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を 19 時とします。 ・利用人数は、メインアリーナ 1/3 面につき 30 人までとします。 ・アメニス城山体育館内の多目的室、親和学園駒ヶ谷体育館内のフィットネススタジオ、マシンジムの利用人数 15 人までとします。 ・会議室等の利用人数は定員の 1/2 以内とします。 ・更衣室、シャワー室は利用人数を制限します。 ・フリースペースは、利用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>閉館時間を 20 時とします。</u> ・<u>同左</u>

3 兵庫県新型コロナ追跡システム・新型コロナウイルス接触確認アプリの活用

- ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ『COCOA』(厚生労働省)」を活用してください。

4 その他

- ・各施設に関する相談は、各利用施設までお願いします。

【市民センター等】

地域創生部市民協働室協働推進課
(担当:多田)直通 559-5039(内線 2470)

【社会教育施設・総合文化センター】

地域創生部市民協働室文化スポーツ課
(担当:横溝)直通 559-5145(内線 2410)

【子育て関連施設】

子ども・未来部子ども未来室すくすく子育て課
(担当:杉山)直通 559-5079(内線 2610)

【公園等スポーツ施設】

まちの再生部地域整備室公園みどり課
(担当:青野)直通 559-5110(内線 2840)

スポーツ施設の事務所開所時間及び駐車場利用時間制限の延長について

緊急事態宣言が6月20日(日)まで延長されたことにもない、次の施設について事務所開所時間及び駐車場利用時間制限を延長します。

1. 対象施設 ・ 駒ヶ谷運動公園 ・ 城山公園 ・ 中央公園 ・ 三田谷公園
 ・ 下青野公園
2. 実施期間 令和3年5月12日(水)～6月20日(日)

3. 実施内容

○事務所開所時間

公園名	事務所開所時間
駒ヶ谷運動公園	7時00分 ～ 20時00分
城山公園	
中央公園	7時00分 ～ 19時00分 ※ 通常時間
三田谷公園	
下青野公園	

○駐車場利用時間

公園名	駐車場利用時間
駒ヶ谷運動公園	7時00分 ～ 20時30分
城山公園	
中央公園	7時00分 ～ 19時30分 ※ 通常時間
三田谷公園	
下青野公園	

- ・ 駒ヶ谷運動公園、城山公園の駐車場は、20時30分に入口ゲートを閉鎖しますが、出口についてはカラーコーンを設置します。

4. その他 今後の状況によっては、期間を延長する場合があります。

まちの再生部 地域整備室
 公園みどり課(担当: 青野)
 直通 079-559-5110(内線 2840)

千丈寺湖周辺公園のバーベキュー等の利用禁止期間の延長について

緊急事態宣言が6月20日(日)まで延長されたことにもない、新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底を継続するため、千丈寺湖(青野ダム)周辺公園のバーベキュー等持ち込み飲酒や食事の禁止期間を延長します。

- 1 実施期間 令和3年4月25日(日)～6月20日(日)

- 2 バーベキュー等持ち込み飲酒や食事を禁止する公園
 - ・下青野公園
 - ・小野公園
 - ・加茂山第1公園
 - ・加茂山第2公園
 - ・加茂山第3公園

※ その他の公園においては、バーベキューなど火気類の使用を禁止しています。

まちの再生部地域整備室
公園みどり課(担当:青野)
直通 079-559-5110(内線 2840)

緊急事態宣言に係る広報活動の期間延長について

緊急事態宣言が6月20日まで延長されたことを受け、引き続き、以下の広報活動を三田警察署、三田市消防団のご協力をいただき実施します。

1. 警らパトロール中の警察車両による広報

内 容：不要不急の外出自粛の呼び掛け

日 時：4月25日から6月20日まで 毎日17:00頃

場 所：三田駅、フラワータウン駅、南ウディタウン駅
ウディタウン中央駅 各駅周辺

〈広報文〉

「こちらは三田警察署です。

現在、兵庫県に緊急事態宣言が発令されています。

市民の皆様におかれましては、不要不急の外出自粛にご協力をお願いします。」

2. 三田市消防団・消防本部車両による広報

内 容：不要不急の外出自粛の呼び掛け

日 時：消防団：緊急事態宣言中の土曜日、日曜日

消防本部：4月26日から6月20日まで 毎日

場 所：消防団：各分団管轄地域

消防本部：市内一円

〈広報文〉

「こちらは三田市消防団です。

ただいま兵庫県を対象として緊急事態宣言が発令されています。

不要不急の外出をお控えいただくことで「自分を守り 人を守り そして三田を守る」ことにつながります。皆様のご理解とご協力をお願いします。」

危機管理課（担当：西垣）
電話 559-5057 内線 2320
消防本部総務課（担当：牟田）
電話 564-7302

市や指定管理者が主催するイベント等の対応方針について

市や指定管理者が主催するイベント等の対応方針については、緊急事態宣言（4/25～5/31）が6月20日まで延長されたことから、兵庫県の方針を踏まえて、5月12日から6月20日までの間、以下のとおりとします。

1. 基本的な考え方

市や指定管理者が主催するイベント等の実施にあたっては、県の対応方針等も参酌し、主催者として新型コロナウイルス感染症防止対策を講じるとともに、参加者への遵守事項を明確にし、協力を得ながら実施する。

2. 本対応方針の対象範囲と実施期間

(1)対象範囲 市主催（共催を含む）及び指定管理者が実施するセミナー、講演会、講座・教室

※1 文化・スポーツイベント※2等

※1 講座・教室(音楽、スポーツ、子供向けの催し等)

※2 文化・スポーツイベント(スポーツ交流大会、総合体育大会、文化イベント等)

(2)実施期間

令和3年5月12日から令和3年6月20日まで。

※ 国、県の対応方針の変更、また感染症拡大の状況によっては見直しを行う。

3. 開催の可否の判断

以下の要件をすべて満たすものについて開催可能とする。

なお、判断に際しては、関係団体との共催などによるものは、十分に調整し判断すること。

(1) 使用する施設の利用条件を遵守している。

(2) 参加者数の上限など以下の条件を遵守している。

○参加者数の上限

5/12～6/20
人数上限 5,000 人、かつ、屋内にあつては収容率 50%以内
屋外にあつては人との距離を十分に確保
開催時間は 21 時まで

○イベント開催に際しては「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示を行う。

(3) 密閉(換気が悪い)・密集(十分な距離確保ができない)・密接(近距離での会話など)を回避できる。

(4) 飲食の提供は原則禁止。

4. 開催時の対策

(1)募集時における参加者への遵守事項の事前通知

① 以下に該当する場合は参加しないよう求める。

・発熱・咳・咽頭痛などの症状がある。

・同居の家族や、身近な人に新型コロナウイルス感染の疑いがある。

② 当日の自宅での検温を行うこと。

③ マスクを持参し着用すること。(スポーツイベント等については適宜判断)

④ 感染者発生時に備え参加者名簿作成に協力すること。(参加者の氏名、連絡先等の記入)

⑤ イベント等終了後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合には、健康福祉事務所(保健所)からの聞き取り調査の際に、イベントに参加したことを伝えるとともに濃厚接触者の特定などに協力する。

- ⑥ 大声での会話や応援をしないこと。
- ⑦ 感染防止のために主催者が決めた措置に従うこと。

(2)開催時に実施するべき事項

- ① イベント参加者の把握（名簿の作成）
- ② 発熱・咳・咽頭痛などの症状がある方の参加を制限する。（検温・聞き取り等）
- ③ 換気の徹底
 - ・窓が開閉可能な場合は、窓を開けて行う又は休憩時等に窓を開けるなど、換気を徹底すること。また、冷暖房運転時にも、30分に5分程度の換気に努める。
- ④ 接触感染の防止
 - ・消毒用アルコールを備え付けること。入手が困難な場合はこまめな手洗いを徹底させること。
 - ・物品等を使用する場合は、消毒を徹底するとともに、複数人での共用をできるだけ回避すること。（マイク・パソコン等）
- ⑤ 飛沫感染の防止
 - ・席などの配置にあたっては、人と人との間に十分な距離の保持（1 m以上）に努めること。
 - ・マスクの着用を徹底すること。（マスクを持参していない者がいた場合は主催者で配布する。）
 - ・演者が発声する場合、舞台から観客の間隔を（2 m以上）確保するよう努めること。
- ⑥ 兵庫県新型コロナ追跡システム等の活用
 - ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用を周知（QRコードの掲示）
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」（厚生労働省）の利用登録を周知

5. チェックリストの活用

開催可否の判断や実施状況の点検のためチェックリストを作成する。

※チェックリストはイベント等終了後も所管課において1月程度は保管しておくこと。

6. 後援（後援名義を含む）の取り扱い

市が後援（後援名義を含む）する場合は、本方針を遵守することを条件とする。

危機管理課（担当：西垣） 電話 559-5057 内線 2320

職員の分散勤務体制の期間延長について

1 趣旨

緊急事態宣言の期間延長により、本市においても職場内や通勤途上における密集・密接の機会を少なくすることを目的として、市役所に出勤する職員の7割削減を目指し、在宅勤務や時差出勤などの制度を活用した分散勤務体制の期間を延長し取り組みます。

【期間】 6月20日（日）まで継続

2 実施内容

1) 業務の選択と集中

各部長は、下記により対象業務の範囲を精査し、業務の優先順位をつける。
分散勤務体制期間中は、出勤者を抑制しながら、市民サービスを維持する。

	業務内容	削減率
①最優先業務	新型コロナウイルス感染拡大防止業務	0%
	市民生活に大きく影響するもの（生命や安全に関わるもの、年度始めの業務等で緊急性の高いもの、法令で期日の定めがあるもの）のうち、在宅勤務や休日振替勤務では対応できない業務等）	
②優先業務	市民生活の維持に必要な業務で、在宅で対応が不可能なもの	70%
③一般業務	市民生活の維持に必要な業務だが、在宅で可能なもの	
④その他の業務	在宅業務では支障があり、延期や中止等の検討が必要なもの	

2) 場所と日時の分散の取組み

(1) 在宅勤務

- ① 各職場において、在宅勤務の活用を徹底する。
- ② 以下の職員は特に優先して、連続して在宅勤務する。（市民病院、消防除く）。
 - ①子育て中の職員、②家族の介護等をしている職員、③妊娠中の職員、④基礎疾患（糖尿病、呼吸器系疾患など）のある職員や透析を受けている職員、⑤公共交通機関を利用する職員
- ③ 国テレワーク及びテレワーク兵庫を積極的に活用すること。国・県ネットワーク登録者以外については、テレワーク共用パソコン又は机上の端末を持ち帰ることにより実施すること。
- ④ 会計年度任用職員も、可能な限り在宅勤務ができるよう工夫をする。
- ⑤ 情報端末を持ち帰らずに在宅勤務するなど柔軟に対応する。

(2) サテライトオフィス勤務

職場内の人数の分散を徹底するため、2号庁舎3階の2301会議室をサテライトオフィスとして引き続き活用する。自席のパソコンを持参し、執務すること。

○対象期間：分散勤務体制が終了するまでの間

午前9時～午後5時30分（15席/日）

○サテライトオフィスでの勤務は7割削減の対象者とします。

○本庁舎4階及び5階のコミュニケーションスペースを適宜有効活用し、職場の密集・密接の軽減を図ること。

(3) 時差出勤制度と振替休暇制度の活用

- ① 時差出勤制度を積極的に活用すること。当面は、令和2年4月9日付事務連絡で通知した運用とする。
- ② 平日の出勤者を分散するため、平日の勤務を土日に振り替え、1日当たりの職場人数の分散に努めること。

3 職員の健康管理

- ① 当該期間中、業務を縮小させることから、原則として、時間外勤務を行わず、定時で退庁し健康管理に努めること。20時には完全退庁すること。
- ② 職員の健康管理の観点から、年次休暇等有効的に活用すること。また、在宅勤務と半日休、時間休の組み合わせも有効に活用すること。

4 例外の措置を設ける職場

- ① 新型コロナウイルス感染症対策業務（対策本部メンバー、危機管理課、健康増進課等）
- ② 幹部職員（対策本部メンバー等）
- ③ 市民病院
- ④ 消防本部

5 その他

- ① 新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員の負担を軽減するため、期間中においては、必要に応じて部を超えた応援体制を組み、対応していく。
- ② 出張等については、オンライン会議等を積極的に活用し、特に首都圏や大阪方面など、やむを得ない場合を除き延期又は中止すること。
- ③ 在宅勤務にかかる報告様式やシステム処理等については、従前のおりとする。
- ④ 当該期間中、昼食を自席でとることを可能とする。
- ⑤ 職員間の懇親会など大人数・長時間の飲食は控えること。

経営管理部行政管理室
人事課（担当：前川）
直通 559-5037（内線 2340）